

男性の育児休業取得には 経営メリットあり!

今しかない。育休取ろう! 湯崎英彦



広島県知事 湯崎 英彦

職場の雰囲気が変わる!

仕事の進め方の見直しのきっかけに

企業イメージUP

子育て経験により仕事の能力UP

県の制度を活用して自社の男性育休取得促進の取組をPRしませんか?



広島県仕事と家庭の両立支援 企業登録制度

詳細はこちら

男性育児休業取得促進の取組が「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」でPRできます!



登録のメリット

登録証の交付や県ホームページで紹介!

県の「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等業務」における入札参加資格審査で加点される!

県の働き方改革・女性活躍推進資金の利用ができる!



男性育児休業取得促進の取組 ベストプラクティス

詳細はこちら

県内企業が取り組んでいる『男性の育児休業取得促進に向けた取組』の中で、他の企業等の参考となる優良事例(ベストプラクティス)を募集しています。



男性育児休業取得促進ベストプラクティス企業

- 製造業**

男性育休促進の特別研修を実施、育休復帰支援プランで安心の育休、第2子以降の家族手当も増額設定
意識・制度改革で育休をトータルサポート!
山陽パッケージシステム株式会社 福山市
- 運輸業**

トラックドライバーのチーム全体で人員配置を見直し、体制を再構築することで育休休業取得を実現
会社全体で社員の仕事と家庭の両立をサポート!
麒麟倉庫株式会社 広島市

男性育休取得企業への助成金制度のご紹介 ~両立支援等助成金 [出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)]~

【第1種】男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日間以上の育児休業を取得させた中小事業主に支給します。

【第2種】第1種助成金を受給した事業主で、育児休業を取得した男性労働者が第1種に係る者以外に2名以上存在し、かつ男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合に支給します。

第1種	育児休業取得	20万円
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇	1事業年度以内達成:60万円 2事業年度以内達成:40万円 3事業年度以内達成:20万円

※受給については一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。
 ※令和6年度時点での情報ですので、助成金の内容は変更になる可能性があります。
 ※令和6年1月から両立支援等助成金に「育児中等業務代替コース」が新設されています。

助成金のお問い合わせ先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 両立支援等助成金 厚生労働省 検索

働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト

H!nt ひろしま

広島 男性の育休

検索

[発行元]

広島県 商工労働局 人的資本経営促進課
 〒730-8511 広島市中区基町10-52 東館3階 TEL 082-513-3419 FAX 082-222-5521



育児休業は男性も取得できます！

育児休業は法律で定められている制度です



男性の育休取得のメリット

良好な夫婦関係
親子関係が築ける！

子供の成長を
すぐそばで見守ることが
できる！

視野や活動範囲が広がり、
仕事面で新たな
アイデア・企画力が磨かれる！

育休を取得するための3ステップ！

Step1

夫婦でしっかり話し合う

夫婦で育休の取得時期・期間・家事・育児の分担を決めることが大切！

役割分担するための
アクションノート



Step2

勤務先に相談する (上司や人事部等)

勤務先(上司や人事部等)へは、余裕を持って相談する！

Step3

業務を整理する

育休が決定したら、業務を可視化し、整理したうえで、上司と相談しながら進める。この機会を利用して働き方改革を進めよう！

あなたが取得したい育休はどのタイプ？

W育児型

ママの育児休業(家庭内育児)と同じタイミングで育休スタート♪

バトンタッチ型

ママの職場復帰に合わせて育休スタート♪

産後サポート型

出産後の母体回復時期にママをサポート♪



産後パパ育休

子の生後8週間以内に4週間まで取得可能
また、2回に分けて取得可能

パパ・ママ育休プラス制度

両親ともに育児休業をする場合、一定要件を満たせば、子の年齢が1歳2か月に
なるまで取得可能

育児休業の分割取得

1歳までの育休について2回に分けて取得可能



育休中の経済的な支援はあるの？

雇用保険による「育児休業給付金」

育児休業取得開始	6ヶ月	育児休業取得終了
給付率 67%		給付率 50%

※給付率は、休業開始前の賃金に対する割合です。

詳しくは、最寄りのハローワークへ

育児休業中の「社会保険料免除」

育児・介護休業法に基づく育児休業中の社会保険料は、事業主の申出により、本人及び事業主ともに免除されます。
※3歳未満の子を養育する期間が対象です。
※免除を受けても健康保険の給付は通常どおり受けられます。
※免除された期間分も将来の年金額に反映されます。

詳しくは年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金 等へ

もっと詳しくパパの育休について知りたい…!

取得タイプや制度の詳細は広島県 HP「ヒントひろしま」内「働く男性の皆様へ～育休取得のためのポイント～」ページに掲載しています。



広島県 男性の育休 検索 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hint/ikumen.html>



でも育休を取得すると、会社に迷惑がかかるのでは…?
男性従業員の方が育休を取得することで、会社にもたくさんのメリットがあります。